

人権相談窓口

◇ = 京都市の相談窓口です。

- 女性（男女共同参画）
 - ◆京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」TEL 075-212-7830（相談専用）
 - ◆京都市DV相談支援センター TEL 075-874-4971
 - 緊急ホットライン TEL 075-874-7051
 - ・京都府男女共同参画センター なら京都 TEL 075-692-3437（相談専用）
 - ・京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9910（DV相談専用）
- 子ども・若者
 - ◆＜児童福祉＞京都市児童福祉センター（児童相談所）（南区，伏見区以外にお住いの方） TEL 075-801-2929
 - ◆＜児童福祉＞京都市第二児童福祉センター（第二児童相談所）（南区，伏見区にお住いの方） TEL 075-612-2727
 - ◆＜児童福祉＞子ども虐待SOS専用電話／24時間365日対応 TEL 075-801-1919（市内共通）
 - ◆＜教育，子ども・若者相談＞京都市教育相談総合センター
 - こども相談センター パトナ TEL 075-254-1108（カウンセリングセンター）
 - TEL 075-213-5657（京都市子ども・若者総合相談）
 - ◆＜子ども・若者相談＞中京青少年活動センター TEL 075-708-5440（京都市子ども・若者総合相談）
 - ◆＜教育相談＞いじめ相談24時間ホットライン（電話相談のみ） TEL 075-351-7834
 - ◆＜子ども・親の悩み＞親と子のこころの電話 TEL 075-801-1177
 - ・＜教育相談＞京都府総合教育センター（24時間電話相談）ふれあい・すこやかテレフォン TEL 075-612-3268，3301
- 高齢者
 - ◆京都市長寿すこやかセンター TEL 075-354-8110（高齢者110番）
 - ◆京都市成年後見支援センター TEL 075-354-8815
 - ・京都府高齢者情報相談センター TEL 075-221-1165
- 障害のある方
 - ◆＜精神＞京都市こころの健康増進センター TEL 075-314-0874（相談専用）
 - ◆＜発達障害＞京都市発達障害者支援センター かがやき TEL 075-841-0375
 - ◆＜教育・就学＞障害にかかわる子どもの教育 電話相談 TEL 075-254-1155（相談専用）
 - ・＜身体＞（公社）京都市身体障害者団体連合会 TEL 075-822-0770
 - ・＜知的＞（一社）京都手をつなぐ育成会 TEL 075-812-1700
- 外国人・外国籍市民
 - ◆京都市国際交流会館 TEL 075-752-3511
 - ・（公財）京都府国際センター TEL 075-342-5000（出入国管理手続き相談）
- 感染症患者等
 - ◆京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 TEL 075-222-4421
- ホームレス
 - ◆京都市中央保護所（ホームレスの方からの無料法律相談）
 - 【問合せ先】TEL 075-251-1175（京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）
- 同和問題（人権全般）研修用資料の提供，ビデオ等の貸出し，研修会への講師派遣
 - ◆京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課 TEL 075-366-0322
- 市民生活
 - ◆京都市消費生活総合センター TEL 075-256-2007（市政一般，法律相談問合せ）
 - TEL 075-256-0800（消費生活相談）
 - TEL 075-256-2140（交通事故相談）
 - TEL 075-256-3160（多重債務相談）
 - ・京都府府民総合案内・相談センター TEL 075-414-4235
 - ・京都府消費生活安全センター TEL 075-671-0004（消費生活相談）
 - ・京都府家庭支援総合センター TEL 075-531-9600（家庭に関すること）
 - ・京都中小企業労働相談所 TEL 0120-786-604（労働相談フリーダイヤル）
 - ・法テラス京都（国が設立した公的な法人です）
 - TEL 0503383-5433（相談窓口の案内と収入等が少ない方を対象とした無料法律相談）
- 犯罪被害者
 - ◆京都市犯罪被害者総合相談窓口
 - （公社）京都犯罪被害者支援センター TEL 075-451-7830（相談電話）
- 人権擁護委員による人権相談
 - ・京都地方務局
 - 全国共通人権相談ナビダイヤル ナビダイヤル 0570-003-110
 - 子どもの人権110番 フリーダイヤル 0120-007-110
 - 女性の人権ホットライン ナビダイヤル 0570-070-810
- 人権研修に関する相談（人権啓発サポート制度）
 - ◆京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
 - TEL 075-366-0322（人権研修に係るビデオの貸出し・資料の提供・講師派遣の相談）

HIV検査（無料・匿名）

京都市では，HIVの早期発見及び正しい知識の普及を目的として，無料・匿名で検査を実施しています。検査時には，保健師等によるカウンセリングを実施しており，感染不安等について相談いただくことができます。

また，平日各保健センターで実施する検査は，他の性感染症検査も同時に受けていただくことができます。

- ◆ **HIV・性感染症（クラミジア・淋菌・梅毒等）同時検査**（予約不要）
場所：各保健センター
日時：月～金曜日に実施（各保健センター毎に週1回：祝日除く）
- ◆ **夜間HIV即日検査**（要予約：京都市保健医療課 TEL 075-222-4421）
場所：下京保健センター
日時：毎月第2・第4木曜日 午後6時～午後7時30分：祝日除く
- ◆ **土曜HIV即日検査**（要予約：（一財）京都工場保健会 TEL 0120-636-040）
場所：（一財）京都工場保健会
日時：毎月第1・第3土曜日 午後4時～午後6時：祝日は変更あり

法律相談

人権問題など，日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して，弁護士が専門的な立場から相談に応じる，無料法律相談を実施しています。

	日 時	備 考
消費生活総合センター	○毎週月・火・木・金曜日 ○午後1時15分～午後3時45分	当日午前9時から整理券配布 【先着15名】（金曜日は予約制：前の週の月曜日午前9時から受付（電話予約可）【予約15名】）
	○毎月第2，第4水曜日 ○午後6時～午後8時	予約制：前の週の月曜日午前9時から受付（電話予約可）【予約12名】

※問合せ 京都市消費生活総合センター TEL 075-256-2007

※毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法などは，各区役所・支所地域力推進室にお問い合わせください。

人権擁護委員による人権相談

常設相談

- ・京都地方務局（月～金曜日（年末年始と祝日を除く））
午前8時30分～午後5時15分

特設相談 ※電話での相談は受け付けていません。

- ・京都府庁（原則毎月第2木曜日午後1時～午後4時）
相談予約電話 府民総合案内・相談センター TEL 075-414-4235
- ・京都市消費生活総合センター（原則毎月第4木曜日午後1時～午後4時）
相談予約電話 京都いつでもコール TEL 075-661-3755

区役所・支所の地域力推進室，市役所の市政案内所ほかで，以下の人権情報誌等を配布しています。

また，京都市人権文化推進課のホームページでも御覧いただけます。

- ・京都市人権相談マップ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000127339.html>)
- ・人権情報誌 (<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000147738.html>)

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1 中信御池ビル6階

TEL 075-366-0322

平成26年3月発行 京都市印刷物第254969号



京都市人権文化推進計画に基づく事業報告書

京都市人権レポート

日々の暮らしの中で

互いの違いを認め合い

人権を尊重し合う習慣が根付いた

人権文化の息づくまち・京都

京都市

人権を尊重することは、私たちが生活していくうえでの基本的なルールです。

誰もが、自分の人権と同様に他人の人権も尊重するようになれば、人権が私たちの生活の中で「文化」として定着し、誰もが豊かで暮らしやすい社会になるでしょう。

京都市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、様々な取組を進めています。
その一部を御紹介いたします。

気づく 学ぶ 教育 啓発

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

人権啓発パネル展&ライブ

京都市では、世界人権宣言が採択されて平成25年で65周年を迎えたことから、京都国際マンガミュージアムの協力の下、世界人権宣言の解説パネルを制作しました。制作したパネルは、12月の人権月間にゼスト御池河原町広場や本庁舎正面玄関ホールで展示しました。河原町広場では同時にマルチビジョンによる広報とライブパフォーマンスも実施し、多くの方に人権について考えていただく機会となりました。



CSRをテーマとした企業向け人権啓発講座の開催

環境問題の深刻化や企業の不祥事、ブラック企業の問題などを背景に、CSR（企業の社会的責任）の重要性が広く認識されています。

京都市では、企業向け人権啓発講座を年10回開催していますが、その中で、CSRをテーマとしている講座もあります。講演や企業による事例発表などの内容で実施しますので、その他の人権課題の講座とともに、是非、御参加ください。



平成25年7月開催

「これが我が社のCSR」をテーマに、「もしかしてこれもCSR?」と思われるような自社の取組について語り合い、CSRについての理解を深めていただきました。

支える 保障

人権の保障は、建物の段差などの物理的な壁、また、誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々を支える取組を進め、すべての人がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

犯罪被害者支援施策の推進

犯罪被害者を温かく支える地域社会をつくるために

犯罪被害者には、被害を受けた本人だけでなく、家族や友達などの周囲の人も同じように傷つき、誰もうなり得るものです。京都市では、「犯罪被害者等支援条例」を施行し、(公社)京都犯罪被害者支援センターに被害者のためのワンストップによる総合相談窓口を設置するなど、被害直後から中長期にわたる支援施策の推進に取り組んでいます。

また、犯罪被害者が置かれている状況や支援に関するについて、市民や事業者の皆様が理解を深めていただけるよう、犯罪被害者の御遺族の方の協力も得ながら、啓発や教育活動を行っています。



ギョッとちゃん
(犯罪被害者等支援シンボルマーク)

京都市総合相談窓口 (公社)京都犯罪被害者支援センター
TEL 075-451-7830

里親支援事業



「里親」とは、親の病気、離婚など、様々な事情により保護者と暮らせなくなった子どもたちを、家庭に迎え入れて育てる人をいいます。

京都市では、保護者と暮らせなくなった子どもたちをできる限り家庭的な環境で育てられるよう、市内の里親さんの集まりである京都市里親会や、里親サポートセンターを通じて、里親制度の普及啓発活動を進めるとともに、里親さんからの相談に応じたり、研修会やサロンを開催する等の支援を行っています。

里親になるのに特別な資格は要りません。興味を持たれた方は、ぜひ児童相談所に御連絡ください。

●京都市児童相談所 (南区、伏見区以外にお住まいの方) TEL 075-801-2929
●京都市第二児童相談所 (南区、伏見区にお住まいの方) TEL 075-612-2727

まもる 相談 救済

相談・救済の取組では、人権が侵害されないようにまもるための広報啓発や人権上の問題について気軽に相談できる機会の充実に努めています。

児童虐待防止に係る広報啓発

京都市では、児童虐待防止に向け、様々な広報啓発活動を行うとともに、平成24年4月に南区及び伏見区を所管する「第二児童相談所」を開設するなど、体制の強化を図っています。

「虐待かな?」と思ったら、ためらわずに児童相談所に連絡してください。間違っても構いません。匿名でも受け付け、連絡した人の秘密は守られます。

また、子育てに悩んだときは、児童相談所や各区・支所の子ども支援センターや保健センターに気軽に相談してください。



オレンジリボン
(児童虐待根絶のシンボルマーク)

●児童相談所全国共通ダイヤル (24時間対応)
TEL 0570-064-000
●京都市子ども虐待SOS専用電話 (24時間対応)
TEL 075-801-1919

障害者虐待の防止について

平成24年10月に、障害者の権利利益の擁護を目的とし、障害者虐待の防止、養護者に対する支援に関することなどを定めた障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

これに伴い、京都市では、養護者による障害者虐待については、各区役所及び支所の福祉事務所・保健センターで、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待については、障害保健福祉推進室でそれぞれ相談、通報を受け付けています。

障害のある方が自ら虐待を受けていることを訴えることができない場合や、虐待をしている人にその自覚がない場合があります。「虐待かな?」と思ったら、ひとりで抱え込まずに、まずは相談窓口へ御相談ください。

問合せ先 京都市障害保健福祉推進室
TEL 075-222-4161